

## 地域保全事業における新たな地域要件の導入について

### 1 新たに設定する地域要件の概要

地域における日々の暮らしの安全と安心の確保に密接な関連を持つ、次の4事業は入札参加者を市町村域で限定することを認め、地域を支える建設業者の存続を支援するとともに、地元経済への寄与と地域雇用の促進を図る。

事業名	設計金額	地域要件
災害復旧事業 災害防除事業	5千万円未満	工事箇所のある市町村又は周辺市町村に本店を置く者
急傾斜地崩壊対策事業 治山事業	1.5億円未満	

上記事業は、

- i 緊急時に対して、即応性や機動性のある業者が必要
- ii 現場の地理や周辺住民の生活状況等に精通した業者が必要

### 2 入札の透明性・競争性の確保

概ね10者による入札を行うことで競争性を確保

#### 【一般競争入札(800万円以上)】

概ね10者程度が応札可能となるよう市町村エリアを設定

#### 【指名競争入札(800万円未満)】

地域における業者分布を勘案し、概ね10者程度を土木事務所長が選定  
(農林振興事務所長)

### 3 導入時期

平成22年1月4日以降の公告及び指名通知から適用